

社援発 1012 第 2 号
令和 4 年 10 月 12 日

都道府県知事
各 市 長 殿
特 別 区 長

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
(公 印 省 略)

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 146 号。以下「改正省令」という。）が本日付で公布されたところ、今回の改正の趣旨及び主な内容等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

1 会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人における会計監査においては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 127 条第 5 号ホ（2）の規定に基づき、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 40 条第 7 項第 3 号の規定により当該社会福祉連携推進法人の財産目録を監査することとされている。

社会福祉連携推進法人は社会福祉法人等の社会福祉に係る業務の連携を推進して、地域において良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図ることを目的としており、社会福祉法人並みのガバナンスを確保する観点から、当該財産目録の会計監査の範囲について、社会福祉法人並みとなるよう、所要の改正を行う。

2 また、所轄庁が都道府県知事の求めに応じて社会福祉連携推進法人に係る情報を提供する際、情報処理システムの利用により行うことができるよう、所要の改正を行う。

第二 改正の内容

- 1 会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人において、会計監査の対象となる財産目録の範囲を、社会福祉法人と同様、当該社会福祉連携推進法人の貸借対照表に対応する項目に限るよう、必要な規定の整備を行う。
- 2 法第 144 条において準用する同法第 59 条の 2 第 4 項の規定により都道府県知事の求めに応じて社会福祉連携推進法人に係る情報を提供する際、社会福祉法人の規定と同様に、情報処理システムの利用により行うことができるよう、必要な規定の整備を行う。

第三 施行期日

改正省令は、公布日から施行する。

○厚生労働省令第百四十六号
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十七条第五号ホ(2)及び第百四十四条において準用する同法第五十九条の二第四項の規定に基づき、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和四年十月十二日

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令
社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のようにより改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
（社会福祉連携推進認定の基準）	（社会福祉連携推進認定の基準）	（社会福祉連携推進認定の基準）
第四十条 (略)	第四十条 (略)	第四十条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)	2～6 (略)
7 法第百二十七条第五号ホ(2)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	7 法第百二十七条第五号ホ(2)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	7 法第百二十七条第五号ホ(2)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 前二号に掲げる事項のほか、財産目録 (社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第百七十七号）第十条第一号に規定する貸借対照表に対応する項目に限る。)を監査し、会計監査報告に該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないこと。	三 前二号に掲げる事項のほか、財産目録 (法第百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録をいう。)を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないこと。	三 前二号に掲げる事項のほか、財産目録 (法第百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録をいう。)を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならないこと。
四 (略)	四 (略)	四 (略)
8・9 (略) (最終事業年度における事業活動に係る収益の額の算定方法)	8・9 (略) (最終事業年度における事業活動に係る収益の額の算定方法)	8・9 (略) (最終事業年度における事業活動に係る収益の額の算定方法)
第四十条の二 令第三十三条第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉連携推進法人会計基準第十九条の第二号第一様式中当年度決算(A)のサービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。	第四十条の二 令第三十三条第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第百七十七号）第十九条の第二号第一様式中当年度決算(A)のサービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。	第四十条の二 令第三十三条第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第百七十七号）第十九条の第二号第一様式中当年度決算(A)のサービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。
（報告方法）	（報告方法）	（報告方法）
第四十条の十八 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	第四十条の十八 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法	第四十条の十八 法第百四十四条において準用する法第五十九条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法
一 電磁的方法 二 第九条第三号に規定する情報処理システムに記録する方法	（新設）	（新設）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則